

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）  
基準確認シート  
（令和3年4月基準）

指定運動型通所サービス

事業所名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 基準確認シートについて

### 1 趣旨

利用者に適切な指定運動型通所サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| ○ 要 綱       | … | さいたま市運動型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱  |
| ○ 指定等要綱     | … | さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱   |
| ○ 平29保福介357 | … | さいたま市介護予防サービス・さいたま市交流型通所サービス・さいたま市運動型通所サービスの基準について（平成29年4月28日保福介第357号さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長通知） |
| ○ 平29ガイダンス  | … | 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個情第534号個人情報保護委員会・厚生労働省連名通知）                    |
| ○ 平17厚労告419 | … | 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）                                       |

### 電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

## 第1号事業者基準確認シート 目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	1
第3	設備に関する基準	3
第4	運営に関する基準	4
第5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	11
第6	変更の届出等	14

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
第1 基本方針 1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。  いる ・ いない	要綱 第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。  いる ・ いない	要綱 第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。  いる ・ いない	要綱 第3条第3項
	④ 運動型通所サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。  いる ・ いない	要綱 第3条第4項
2 基本方針	① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。  いる ・ いない	要綱 第5条
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数 (1) 介護職員	① <u>利用者数</u> が15人までの場合 サービスの単位ごとに、サービスを提供している時間帯に <b>【介護職員の勤務延時間数】 ≥ 【サービス提供時間数】</b> となっていますか。  いる ・ いない  ※ 専ら当該サービスの提供に当たる者に限ります。 ※ 必要な勤務延時間数が確保されれば員数は問いません。 ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、他の単位の介護職員として従事することができます。 ★ 利用定員 → 同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限 ★ 利用者数 → 指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、双方の利用者数を合計した数	要綱 第6条第1項1号
	② <u>利用者数</u> が15人を超える場合 サービスの単位ごとに、サービスを提供している時間帯に	

	<p>【介護職員の勤務延時間数】  <math>\geq \{ (利用者数 - 15人) \div 5 + 1 \} \times \text{平均サービス提供時間数}</math>                  となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>							
<p>(2) 機能訓練指導員</p>	<p>① 機能訓練指導員 1以上</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とします。                  → 具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師</li> <li>・ 保健師</li> <li>・ 看護職員</li> <li>・ 理学療法士</li> <li>・ 作業療法士</li> <li>・ 言語聴覚士</li> <li>・ 柔道整復師</li> <li>・ あん摩マッサージ指圧師</li> <li>・ はり師・きゅう師（地方独立行政法人東京都健康長寿センターが実施する「介護予防運動指導員養成事業」を終了し登録された者に限る。）</li> <li>・ 介護予防運動指導員（地方独立行政法人東京都健康長寿センターが実施する「介護予防運動指導員養成事業」を終了し登録された者をいう。）</li> <li>・ 健康運動指導士（公益財団法人健康・体力づくり事業財団が実施する健康運動指導士養成講習会を終了し登録された者をいう。）</li> <li>・ 市長が運動型通所サービスを実施するために必要な専門的知識を有すると認めた者の資格を有する者とします。</li> </ul> <p>※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p> <p>※ 事業所の他の職務に従事することができます。</p> <p>★ 市長が運動型通所サービスを実施するために必要な専門的知識を有すると認めた者とは、下記の別表1のとおりです。</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="419 1659 1169 2094"> <thead> <tr> <th data-bbox="419 1659 475 1693"></th> <th data-bbox="475 1659 703 1693">要件等</th> <th data-bbox="703 1659 1169 1693">対象サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="419 1693 475 2094">1</td> <td data-bbox="475 1693 703 2094">指定運動型通所サービス事業所に従事する介護職員のうち、右記サービス種類の指定事業所にて<u>通算5年以上</u>（※1）の実務経験を有し、機能訓練の実施に関する知識を有する者</td> <td data-bbox="703 1693 1169 2094"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護、介護予防通所介護</li> <li>・ 介護予防通所サービス</li> <li>・ 運動型通所サービス</li> <li>・ 通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーション</li> <li>・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</li> <li>・ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		要件等	対象サービス	1	指定運動型通所サービス事業所に従事する介護職員のうち、右記サービス種類の指定事業所にて <u>通算5年以上</u> （※1）の実務経験を有し、機能訓練の実施に関する知識を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護、介護予防通所介護</li> <li>・ 介護予防通所サービス</li> <li>・ 運動型通所サービス</li> <li>・ 通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーション</li> <li>・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</li> <li>・ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> </ul>	<p>要綱                  第6条第1項2号                  第6条第5項                  平29保福介357</p>
	要件等	対象サービス						
1	指定運動型通所サービス事業所に従事する介護職員のうち、右記サービス種類の指定事業所にて <u>通算5年以上</u> （※1）の実務経験を有し、機能訓練の実施に関する知識を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護、介護予防通所介護</li> <li>・ 介護予防通所サービス</li> <li>・ 運動型通所サービス</li> <li>・ 通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーション</li> <li>・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</li> <li>・ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> </ul>						

	<p>※1 通算5年以上の実務経験 → 別表1の対象サービスにおいて、週16時間以上の実務経験を通算して5年以上有していること。 ※ 要件を満たす者を機能訓練指導員として配置する事業者は、その者の氏名、経歴等について、さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定の申請等に関する要綱第3条第1項に規定する変更届出書（様式第4号）を市に提出すること。</p>	
(3) 常時配置	<p>① サービスの単位ごとに、介護職員を、常時1人以上サービスに従事させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱第6条第2項
2 管理者	<p>① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所の管理上支障がない場合は、 ア 事業所内の他の職務 イ 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。</p>	要綱第7条
第3 設備に関する基準 1 設備及び備品等	<p>① 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 消防法その他の法令等に規定された設備を示しています。</p> <p>③ サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱第8条1項
	<p>④ ①～③の設備は、指定運動型通所サービス専用のものでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p>	要綱第8条3項
2 食堂及び機能訓練室	<p>① 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有し、合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができます。</p>	要綱第8条2項第1号
3 相談室	<p>① 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱第8条2項第2号

<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 提供の開始に当たった説明及び同意</p>	<p>○ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務体制 ウ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>※ 利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができます。 この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。</p>	<p>要綱 第9条第1項・第2項</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>要綱 第10条</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>○ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、指定介護予防支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>★ 通常の事業の実施地域 → 事業所が通常時にサービスを提供する地域</p>	<p>要綱 第11条</p>
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間、負担割合並びに基本チェックリストの実施等の有無を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第12条第1項</p> <p>要綱 第12条第2項</p>
<p>5 要支援認定認定の申請又は基本チェックリストの実施等に係る援助</p>	<p>① サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者又は基本チェックリストの実施等をしていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基本チェックリストの実施等が既に行われているかどうかを確認し、当該申請又は基本チェックリストの実施等が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請又は基本チェックリストの実施等が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第13条第1項</p>

	<p>② 介護予防支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱 第13条第2項
6 心身の状況等の把握	<p>① サービスの提供に当たっては、指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱 第14条
7 指定介護予防支援事業者等との連携	<p>① サービスを提供するに当たっては、指定介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱 第15条第1項
	<p>② サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、指定介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱 第15条第2項
8 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	<p>① サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令という。」）第83条の9各号（介護予防サービス費の支給の要件）及び基本チェックリストの実施等を行った者のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱 第16条
9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	<p>① 介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱 第17条
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	<p>① 利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱 第18条
11 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱 第19条第1項
	<p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p>	要綱 第19条第2項



	い る ・ い ない	
12 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、運動型通所サービス基準額から第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。  い る ・ い ない	要綱 第20条第1項
	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、運動型通所サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。  い る ・ い ない	要綱 第20条第2項
	③ ①・②のほか、次の費用以外の支払を利用者から受けていませんか。 ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 食事の提供に要する費用 ウ おむつ代 エ ア～ウのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用  い ない ・ い る	要綱 第20条第3項
	④ 食事の提供に要する費用の額については、次のとおり指針に沿っていますか。 ア 事業所における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。 (ア) 契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 (イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること (ウ) 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。 イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。  い る ・ い ない	要綱 第20条第4項 平17厚労告419
	⑤ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。  い る ・ い ない	要綱 第20条第5項
13 サービス提供証明書の交付	① 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。  い る ・ い ない	要綱 第21条

14 利用者に関する市への通知	<p>① 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱第22条
15 緊急時等の対応	<p>① 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱第23条
16 管理者の責務	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱第24条第1項
	<p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱第24条第2項
17 運営規程	<p>① 運営規程に次の事項を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 運動型通所サービスの利用定員</p> <p>オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>カ 通常の事業の実施地域</p> <p>キ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>サ ア～ケのほか、運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱第25条
18 勤務体制の確保等	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱第26条第1項
	<p>② 事業所ごとに、その事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。</p>	要綱第26条第2項
	<p>③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	要綱第26条第3項

	<p>※ 全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p>	
	<p>④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第26条第4項</p>
19 業務継続計画の策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する運動型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第26条の2第1項</p>
	<p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第26条の2第2項</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第26条の2第3項</p>
20 定員の遵守	<p>① 利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>要綱 第27条</p>
21 非常災害対策	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第28条第1項</p>
	<p>② ①の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第28条第2項</p>
22 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第29条第1項</p>
	<p>② 感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。</p>	<p>要綱 第29条第2項</p>

	<p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	
23 掲示	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ①に規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、①の規定による掲示に代えることができます。</p>	<p>要綱 第30条第1項</p> <p>要綱 第30条第2項</p>
24 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	要綱 第31条第1項
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第31条第2項
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第31条第3項
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)平29ガイダンス
25 広告	<p>① 広告の内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	要綱 第32条
26 指定介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>① 指定介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	要綱 第33条
27 苦情処理	<p>① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第34条第1項
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。</p>	要綱 第34条第2項

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>③ 市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第34条第3項</p>
	<p>④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第34条第4項</p>
	<p>⑤ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第34条第5項</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第34条第6項</p>
28 地域との連携等	<p>① 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第35条第1項</p>
	<p>② 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第35条第2項</p>
	<p>③ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、その建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第35条第3項</p>
29 事故発生時の対応	<p>① サービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第36条第1項</p>
	<p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第36条第2項</p>

	③ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。  い る ・ い ない	要綱 第36条第3項
	④ 事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定運動型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合も、必要な措置を講じ、記録していますか。  い る ・ い ない	要綱 第36条第4項
30 虐待の防止	① 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。  ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底を図ること イ 虐待の防止のための指針を整備すること ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと  い る ・ い ない	要綱 第36条の2
31 会計の区分	① 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定運動型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。  い る ・ い ない	要綱 第37条
32 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。  い る ・ い ない	要綱 第38条第1項
	② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、完結の日から5年間保存していますか。 ア 運動型通所サービス計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 利用者に関する市への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  い る ・ い ない	要綱 第38条第2項
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 指定運動型通所サービスの基本取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。  い る ・ い ない	要綱 第39条第1項
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。  い る ・ い ない	要綱 第39条第2項

	<p>③ 単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、心身機能の改善や環境調整等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第39条第3項
	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第39条第4項
	<p>⑤ 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第39条第5項
2 指定運動型通所サービスの具体的取扱方針	<p>① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第1号
	<p>② 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した運動型通所サービス計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第2号
	<p>③ 運動型通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第3号
	<p>④ 管理者は、運動型通所サービス計画の内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第4号
	<p>⑤ 管理者は、運動型通所サービス計画を作成した際には利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第5号
	<p>⑥ 運動型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第6号
	<p>⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第7号

	<p>⑧ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第8号
	<p>⑨ 管理者は、運動型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について指定介護予防支援事業者等に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第9号
	<p>⑩ 管理者は運動型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回はモニタリングを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>★ モニタリング → 運動型通所サービス計画の実施状況の把握</p>	要綱 第40条第1項 第9号
	<p>⑪ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、指定介護予防支援事業者等に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第10号
	<p>⑫ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて運動型通所サービス計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第11号
	<p>⑬ 運動型通所サービス計画を変更する場合も、①～⑪に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第40条第1項 第12号
3 運動型通所サービスの提供に当たっての留意点	<p>① 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による課題の改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>★ アセスメント →さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第88号）第32条第7号に規定するアセスメントをいう。</p>	要綱 第41条第1項 第1号
	<p>② 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第41条第1項 第2号
	<p>③ 利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮してください。</p>	要綱 第41条第1項 第3号



4 安全管理体制等の確保	① 利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。  い る ・ い ない	要綱 第42条第1項
	② 転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。  い る ・ い ない	要綱 第42条第2項
	③ 事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。  い る ・ い ない	要綱 第42条第3項
	④ サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。  い る ・ い ない	要綱 第42条第4項
第6 変更の届出	① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。 ア 事業所の名称 イ 事業所の所在地 ウ 事業者（法人）の名称、及び主たる事務所の所在地 エ 代表者（開設者）の氏名、生年月日、及び住所 オ 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。） カ 事業所の建物の構造、専用区画等 キ 管理者の氏名、生年月日及び住所 ク 運営規程 ケ 事業の実施形態、併設施設の状況等（一体型・単独型） コ 通所型サービスの利用定員 サ 役員の氏名、生年月日及び住所 シ 機能訓練指導員として勤務する介護職員の氏名、生年月日及び住所  い る ・ い ない	指定等要綱 第3条第5号
	② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開届出書をさいたま市長に届け出ていますか。  い る ・ い ない	指定等要綱 第6条
	③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。 ア 廃止又は休止しようとする事業所 イ 廃止又は休止しようとするサービス種類 ウ 廃止・休止の別 エ 廃止又は休止しようとする年月日 オ 廃止又は休止しようとする理由 カ 現にサービスを受けている者に対する措置 キ 休止の場合は、予定期間	指定等要綱 第5条第1項

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>④ 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、廃止又は休止日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者等、他の指定1号事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>指定等要綱 第5条第2項</p>
--	---	-------------------------